

記載例

警視庁会計年度任用職員 採用選考申込書

- ◎ 申込受付は、警察署・交番等では行っていません。
- ◎ 申込みをする際は、選考案内の申込方法をよく確認してください。

※ 申込番号

※ 受験番号

受験を希望する選考区分を一つだけ
選び、○印で囲んでください。

写真貼付欄

申込みをする際には、
必ず写真を貼ってください。
(申込日の前6か月以
内のもので、上半身、
無帽、正面向き、写真
の裏面に氏名を記入)
4 cm × 3 cm

選考区分 **環境整備員** ・ **警備補給支援員**

氏名 カスミガセキ ジロウ (姓) (名) 生年 **昭和** 平成
霞ヶ関 二郎 40年4月19日生
月日 年齢は、作成日を基準としてください。(60歳)

現住所(送付先)最寄駅 123-0000 電話(市外局番) 042) 358-4321 携帯電話 090-1234-5678
東京(都)道 八王子市霞ヶ関3-1-2 八千代住宅502号
JR 中央 線 八王子 駅(徒歩)バス・自転車等) 18分

連絡先 321-0000 ※ 現住所で連絡が取れない場合に、代わりに連絡が取れる連絡先を記入してください。
電話(090) 1234-4321 本人との関係 (長男)
東京(都)道 江東区桜田門2-3-6 氏名(霞ヶ関太郎)

	年(和暦)	月	学校名(所在地)	学部名	学科名	○で囲む
最終学歴	昭和59年	4月	〇〇大学	〇〇学部	〇〇学科	卒業 ・卒業見込
	昭和63年	3月	(東京(都)道 新宿(市)区) 町村			在学中・中退
前学歴	昭和56年	4月	〇〇高等学校		普通科	卒業 ・卒業見込
	昭和59年	3月	(東京(都)道 新宿(市)区) 町村			在学中・中退
	年	月	(都道 市区) 町村			卒業・卒業見込
職歴 (3か月以上のアルバイトを含む。)	年(和暦)	月	会社名	所在地	職務内容	雇用形態
	平成6年	4月	警視庁 (小金井署・新宿署 武蔵野署)		一般用務	常勤職員
	平成3年	5月	〇〇スーパー	東京都江東区〇〇 3-2-1	事務	アルバイト
	平成6年	2月				
	昭和63年	4月	〇〇銀行	東京都新宿区〇〇 1-2-3	窓口融資	正社員
	平成3年	3月				
	年	月				
年	月					
年	月					

資格・免許等	取得年月日（和暦）	名称、種別、段位等	発行機関
	平成4年11月12日	建築物環境衛生管理技術者	厚生労働省
	平成3年10月16日	ボイラー技士 2級	厚生労働省
	昭和57年6月15日	普通自動車第一種運転免許	東京都公安委員会

採用された場合の兼業予定	<p>該当する箇所に☑印を記入してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> あり</p> <p><input type="checkbox"/> なし</p> <p>※ 兼業等をする場合、別途届出が必要となります。</p>	<p>名称：自営</p> <p>内容：アパート経営（15世帯）</p>

他の警視庁の職員の申込み状況	<p>該当する箇所に☑印を記入してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> なし（本申込みのみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 警視庁警察行政職員採用試験</p> <p><input type="checkbox"/> 警視庁警察官採用試験</p> <p><input type="checkbox"/> 他の採用選考（職名：）</p>

私は、警視庁会計年度任用職員採用選考を受験したいので、本書記載のとおり申し込みます。なお、私は選考案内に掲げてある受験資格を全て満たしています。

（注意） 記入事項に虚偽があると、警視庁会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。

令和 7 年 6 月 20 日（申込書記入日）

氏 名 霞ヶ関 二郎（本人自署）

（参考） 地方公務員法第16条の欠格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注） 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。